

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則
……（都市整備局市街地建築部調整課）…一

告示

○平成十四年東京都告示第四百四十四号（東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式）の一部改正
……（都市整備局市街地建築部建築企画課）…三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……（環境局環境改善部化学物質対策課）…三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……（同）…五

規程（交）

○東京都乗合自動車ＩＣ一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程………六

公告

○開発行為に関する工事完了………一六
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一六

規則

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布

する。

令和六年八月五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百三十七号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する

規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条」に改める。

第十四条第一項中「第六条第一項第三号」を「第六条第一項第一号又は第二号」に改め、「建築物」の下に「（木造以外のものに限る。）」を加え、「地階を除く三以上の階数を有する」を「一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が三以上の」に、「延べ面積」を「当該部分の床面積の合計」に改め、「次の表の欄に掲げる建築材料の種類ごとに、同表の欄に掲げる事項について」を削り、同項の表を削り、同条第二項を削る。

第十五条の四第一項中「書類は、」の下に「別記第二十二号様式の三による」を加え、「地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積が五百平方メートルを超えるものにあつては別記第二十二号様式の三、地階を除く三以上の階数を有する建築物で延べ面積が五百平方メートル以下のものにあつては別記第二十二号様式の四」を「一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が三以上の建築物に限る。」に改め、同項第一号中「次の表一及び表二の欄に掲げる建築材料及び工事の種類ごとに、それぞれ表一及び表二の欄に掲げる事項に係る」とに、それぞれ表一及び表二の欄に掲げる事項に係る」

を削り、同項第二号中「第十四条第一項」を「第十四条」に改め、「次の表一及び表二の欄に掲げる建築材料及び工事の種類ごとに、それぞれ表一及び表二の欄に掲げる事項に係る」を削り、同項の表一及び表二を削る。
別記第二十一号様式の三を次のように改める。

第21号様式の3(第14条関係)

書告報面計工施工事建築建

建築基準法第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり建築工事施工計画を報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

選

代表となる工事監理者

住所
会社名
氏名

電話 ()

() 級建築士事務所 () 登録第 () 号
() 級 建築士 () 登録第 () 号

工事施工者

住所
会社名
氏名

電話 () 号
建設業の許可 大臣・知事 第()号

品質窓口責任者氏名

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話 ())

() 作品

記

(1) 工事現場		名称 所在地	工区棟	工事の種類	新築・増築・改築
(2)	構造設計者	氏名	所属会社	電話 () 電話 ()	
(3)	現場代理人(所長)	氏名	現場事務所		
(4)	階数	地上 階 地下 階	塔屋 階	(5)建築面積 m ²	(6)延べ面積 m ²
(7)	構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造(造+造・その他())			
(8)	高さ	軒高 m	最高 m	(9)確認証交付機関	
(10)	確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日	第 号	
(11)	計画変更年月日及び番号		年 月 日	第 号	
(12) 構造計算の方法	(X) ルート ()、(Y) ルート ()、その他 ()				
(13)	RC造・WRC造	階から	階まで	(14) PCa・HRCa	
	SRC造	階から	階まで	PC	
	S造	階から	階まで	CFT	
(15)	コンクリート	階から	階まで		
	鋼材等				
	認定材料				
	免震・制振部材				
	その他				
※ 受付欄					

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証及び設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十二号様式の三を次のように改める。

第22号様式の3(第15条の4関係、

建築工事施工結果報告書(中間・完了)

下記のとおり建築工事施工結果を報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

住所氏名	電話	()	()	()	()	()	()
	建築士事務所	登録第	()	号	()	号	()
	建築士()	登録第	()	号	()	号	()

工事施工者 住戸

建設業の許可 大臣・知事 第()号 電話 ()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

品質窓口責任者氏名

（四）

下記の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。

建築主

() 話電

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

四

(1)	建築工事施工計画報告書受付年月日及び番号			年	月	日	第	号
(2)	工事 現場		所在地	工区 棟		工事の種類		新築・増築・改築
	名称							
(3)	構造設計者	氏名		所属会社		電話	()	
(4)	現場代理人(所長)	氏名		現場事務所		電話	()	
(5)	階数	地上	階・地下	階	塔屋	階	m ²	(7) 延べ面積
(6)	構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造()			造十	造・その他()		
(7)	高さ	軒高	m	最高	m	(10) 確認済証交付機関		
(8)	(11) 確認・計画通知、年月日及び番号		年	月	日	第	号	
(9)	(12) 計画変更年月日及び番号		年	月	日	第	号	
(10)	構造計算の方法	(X) ルート()、(Y) ルート()、その他()						
(11)	計画概算(計画概算)及び概算						※ 受付欄	

※印のある欄は、記入しないでください。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十二号様式の四を次のように改める。
第22号様式の4 削除

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都建築基準法施行細則の書式により提出されている報告書その他の書類は、この規則による改正後の東京都建築基準法施行細則の書式により提出されたものとみなす。

告 示

●東京都告示第八百六十八号

平成十四年東京都告示第四百四十四号（東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式）の一部を次のように改正する。

令和六年八月五日

東京都知事 小 池 百合子

本則中「第十四条第一項及び第二項」を「第十四条」に改め、本則に次の二号を加える。

- 一 建築工事施工計画報告書に添付する書類は、次の表の(i)欄に掲げる工事の内容ごとに、それぞれ同表(ii)欄に掲げる様式
 - 二 完了検査申請書又は中間検査申請書に添付する書類は、様式三及び次の表の(i)欄に掲げる工事の内容ごとに、それぞれ同表(ii)欄に掲げる様式
- 本則に次の表を加える。

工事の内容		(i)	(ii)
建築工事施工計画報告書に添付	完了検査申請書又は中間検査申請書	(は)	
	建築工事施工計画報告書に添付	(ろ)	

	(一)		する書類
	鉄筋工事又はコンクリート工事	様式一	請書に添付する書類
(二)	鉄骨工事	様式二	
(三)	木工事	様式六	

様式一から様式六までを次のように改める。

様式 1
その 1

鉄筋工事及びコンクリート施工計画報告書												
コンクリート使用材料及び施工												
基礎の種類		☐ 直接基礎 (☐ ベタ基礎 ☐ 布基礎 ☐ 独立基礎) ☐ くい基礎 (☐ 場所打ち鉄筋コンクリート杭 ☐ 既設杭 (PHC杭、SRC杭、鋼管杭、その他 ()))										
施工	使用工法	杭	基礎	基準	□JASS5(年版)□その他()				□その他()	□その他()	□その他()	□その他()
	使用部位			階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階
	設計基準強度											
	打設方法											
	使用部位	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階	階～階
	設計基準強度											
	打設方法											
	品質管理責任者 氏名								工事監理者又は係長氏名	常駐 非常駐		
	検査担当者(工事施工者) 氏名											
	検査項目	打込前	□試験	□散水	□配筋	□かぶり厚さ					常・非	
打込中		□テストピース採取	□打込速度・順序	□締固め					常・非			
打込後		□養生方法	□養生温度	□打込欠陥					常・非			
エプ・スラング試験等の代行業者名												
供試体の養生場所・管理者												
構造体コンクリート試験機関名												
Fc36N/cm ² 以下の場合 Fc36N/cm ² 超の場合 都登録第 都登録第 号 号												
鉄筋使用材料及び施工												
使用筋鉄	種別	SD295	SD345	SD390	SD490	その他()						
	使用径	D ～D	D ～D	D ～D	D ～D	D ～D						
	継手	種類	圧接継手	機械式継手	溶接継手	重ね継手(その他)						
	使用箇所											
	継手施工法名(溶接材料)											
	継手施工会社(優良圧接業者)											
	技量確認・施工前試験	A 級	その他	SA、A級	その他	A 級	その他					
	冷間直角カッターの使用											
	外観検査(%)											
	引張試験(簡所/ロット)											
超音波探傷・測定検査(簡所/ロット又は%)												
試験・検査計画	引張試験併用											
引張試験機関名						都登録 第 号						
非破壊検査機関名						検査者 資格 都登録 第 号						
外観検査実施者						工事監理者・工事施工者/検査機関 資格 都登録 第 号						
鉄筋コンクリート工事重点管理項目												

(日本産業規格A列4番)

その2

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

様式 2

鐵骨工事施工計畫報告書

[illegible]

(日本産業規格A列4番)

様式 2

鐵骨工事施工計畫報告書

工事名称		建築工事施工 計画報告書		年 月 日 第 号	
名 称				代表者氏名	
所 在 地					
大 臣 認 定	認 定 番 号	シールド	認 定 年 月 日 有効期限	その他	
使用鋼材	鋼 材 種 別 (最大板厚) (mm)	柱	梁	タイアップラム ヘーミングプレート () () ()	
		SS SN SRR その他 () () ()	SS SN その他 () () ()		
接 合 部 の 概 要	主 要 部 材 形 状	柱	鋼管 (角形、円形) ☐ H形鋼 ☐ その他 ()	柱梁の接合方式 ☐ 通しタイアップラム ☐ 柱通し (内・外タイアップラム) ☐ 梁通し ☐ その他 (大臣認定等)	柱脚形式 ☐ 埋込柱脚 ☐ 根巻き柱脚 ☐ 露出柱脚
	部位別 接合方法	部位	鋼材	接合方法	
		柱-柱	() () () () () ()	☐ 溶接接合 (☐ 工場 ☐ 現場) ☐ 高力ボルト接合 (☐ 摩擦 ☐ 引張)	
柱-梁		() () () () () ()	☐ 溶接接合 (☐ 工場 ☐ 現場) ☐ 高力ボルト接合 (☐ 摩擦 ☐ 引張)		
	梁-梁	() () () () () ()	☐ 溶接接合 (☐ 工場 ☐ 現場) ☐ 高力ボルト接合 (☐ 摩擦 ☐ 引張)		

(注意) 1 工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容が設計図書等と整合しているか十分確認して記入すること。
と。
2 鉄骨加工工場を複数使用する場合、工場ごとに作成すること

(日本産業規格A列4番)

溶接工事		工場溶接（完全溶込み溶接部）		工事現場溶接（完全溶込み溶接部）	
☐ 被覆ワーク溶接 ☐ ガスシールドワーク溶接 ☐ サブアーグワーク溶接 ☐ その他（ ）		☐ 被覆ワーク溶接 ☐ ガスシールドワーク溶接 ☐ サブアーグワーク溶接 ☐ その他（ ）			
鋼材の切断の方法		別添図のとおり	開先の仕上方法		
開先の形状					
エンドタフの種類と主な使用部位 ☐ 鋼製タフ ☐ フラックススタフ（セラミックスフラックス） 					
種類	使用部位	鋼種	最大板厚mm	種別	溶接材料等
完全溶込み					作業姿勢
すみ肉					F V H O
溶接管理技術者	所属	氏名		資格	
溶接検査責任者	所属	氏名		資格	
受入検査 氏名 _____ 資格 _____ 都登録番号 _____ CW _____ 					
検査内容		%	%	%	%
検査内容		%	%	%	%
種類	使用部位	鋼種	最大板厚mm	種別	溶接材料等
完全溶込み					作業姿勢
					F V H O
					F V H O
					F V H O
					F V H O
工事現場溶接	溶接管理技術者	所属	氏名	資格	
検査内容		氏名		資格	
検査内容		%	%	%	%
検査内容		%	%	%	%
重労働管理内容 氏名 _____ 資格 _____ 都登録番号 _____ CW _____ 					

高力ボルト接合工事			
高力ボルト接合工事施工者名称：			
施工管理責任者	所属	氏名	資格
高力ボルトのタイプ	☐ トルンツ形高力ボルト	☐ 高力六角ボルト	☐ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ☐ その他()
高力ボルト認定番号		JIS B 1186	
接合方法	☐ 摩擦接合 ☐ 引張接合	☐ 摩擦接合 ☐ 引張接合	☐ 摩擦接合 ☐ 引張接合
摩擦係数	0.45())	0.45())	0.40())
摩擦面の表面処理	母材() スチライスPL() フイラーPL()	母材() スチライスPL() フイラーPL()	母材() スチライスPL() フイラーPL()
ボルトの締付方法	☐ トルクコントロール法	☐ トルクコントロール法 ☐ ナット回転法	☐ ナット回転法
締付機器	一次締： 二次締：	一次締： 二次締：	一次締： 二次締：
すべり係数試験 (9) 検証位置(試験面)	☐ 有 1 試験体： ☐ 標準試験片 2 摩擦面： ☐ 自然放置 ☐ 省略：照合用標本との比較による目視確認	☐ 工事現場継手と準ずる ☐ 化学処理()	☐ 工事現場継手と同一 ☐ ショットブラス
軸力導入試験 (トルンツ型ボルト)	☐ 有	☐ 省略：()	
重点管理内容			

試験、検査の計画									
試験・検査等の項目					試験・検査等の項目				
1 鉄骨加工工場の決定 2 製作要領書 3 工作図 4 仕組材料（鋼材・ボルト等） 5 現寸検査 6 組立検査（開先形状等） 7 寸法精度検査 8 溶接部の検査 8-1 外観検査 8-2 超音波探傷検査 8-3 内質検査 ※ 9 その他（ ）					1 工事現場施工計画書 2 建方検査 3 高力ボルトの検査 3-1 摩耗接合面検査 3-2 軸力導入試験 3-3 締付け後検査 4 溶接部の検査 4-1 外観検査 4-2 超音波探傷検査 4-3 内質検査 ※ 5 その他（ ）				
自主検査（○）＝ 鉄骨加工工場が、社内検査を実施する項目について○印をつける。 承認（○）＝ 工事施工者・工事監理者が鉄骨加工工場の自主的な検査に任せ、事後報告を一括して行えば良いとした項目に○印をつける。 立会い（□）＝ 工事施工者・工事監理者が監督加工工場の自主的な検査に任せ、事後報告を一括して行えば良いとした上で、確認のために一部サンプルの立会検査を行う項目に□印をつける。 受入れ検査（△）＝ 工事施工者・工事監理者が、自ら又は第三者機関に代わって検査を実施する項目に△印をつける。 ※ 高さ46mを超える建築物で溶接する鋼材の板厚が25mm以上の部分又は高さ46m以下の建築物で溶接する鋼材の板厚が40mmを超える部分において、鉄骨部等の工事に関する東京都建設業綱により内質検査を必要とする場合は、受入検査として実施すること。					鉄骨加工業者 工事施工者 検査機関 工事監理者				
鉄骨加工業者 工事施工者 検査機関 工事監理者					鉄骨加工業者 工事施工者 検査機関 工事監理者				

(日本産業規格A列4番)

様式4
その1

(日本産学振興会A列A采)

様式4
その1

(注意) 1 試験・検査機関で行った結果を対象として記入すること。
2 鉄筋継手の部位、工法（圧接継手、溶接継手、機械式継手）及び試験・検査方法ごとに記入すること。
3 不適格箇所があった場合は、その内容の詳細を《不適格箇所の詳細》欄に記入すること。

	打込容積 (m ³)	試験回梁 (回)	(公財)東京消防院・建築まちづくりセンターでの実施回数(%)	
試験確認 (合計)	計画	実施	計画	実施
(注意)	1 試験機間で行った結果を対象として記入すること。			
	2 打込み箇所ごとに、試験結果の合格判定を記入すること。			
	3 不適格箇所があった場合は、その内容の詳細を《不適格箇所の詳細》欄に記入すること。			
	4 判定強度 (令第7条) 構造体コンクリート現場水中養生、現場封かん養生、コブ又は標準養生試験体の判定基準強度を記入する と。			
	5 判定強度 (令第6条) 型わく及び支柱の取りはずし確認用(現場水中養生又は現場封かん養生試験体)の判定基準強度を記入する と。			

定着・継手	※ 令73	e) 主筋の継手位置及び長さの確認(参考: JASS5「主筋の継手の位置及び定着」等) f) 柱筋出隅部の鉄筋端部のフック確認			
帯筋	※ 令3第8節 ※ 令77	a) 打増しの大きさによる配筋補強確認(参考: 配筋指針「柱・梁の打増しコンクリート補強」等) b) 鉄筋径、間隔、本数(副帯筋)及び形状の確認(参考: 配筋指針「帯筋、副帯筋の一般形状」等) c) 主筋収り部、折曲り部の帯筋補強の確認(参考: 配筋指針「柱筋の収り位置と収り方」等) d) 仕口部分の帯筋の配置確認(参考: 配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等)			
	※ 令77	k) 第1帯筋と柱頭の拘束帯筋の位置確認(参考: 配筋指針「帯筋の配筋間隔について」等)			
	※ 令77	l) 帯筋のフック又は終突の形状、結束の確認(参考: 配筋指針「帯筋の一般形状」等)			
はり	※ 令78 ※ 令78	a) はり断面寸法、はり主筋の径、本数及び位置の確認 b) 中吊り筋の間隔の確認、長さ確認(参考: JASS5「鉄筋の配置・おきの最小寸法」及び配筋指針「はり端部・中央部の配筋」等)			
定着・継手	※ 令73 ※ 令78 ※ 令73	c) はり筋の定着長さ、位置確認(参考: JASS5「はり筋の定着」、RC規準「仕口への定着」等) d) 重ね継手の位置と長さ確認(参考: JANS6「梁筋の継手の位置」「鉄筋の重ね継手の長さ」等) e) はり筋出隅部の鉄筋端部のフック確認			
打増し、貫通孔補強	※ 令3第8節	f) 打増しの補強方法が適切か、貫通孔の位置及び補強の確認(評定品の仕様確認)(参考: 配筋指針「柱・梁の打増しコンクリート補強」等) g) おぼろ筋の径、本数(副あばら筋)とピッチの確認 h) あばら筋のフック形状、結束の確認(参考: 配筋指針「あばら筋の形状」等)			
片持ばり	※ 令73 ※ 令73 ※ 令78	i) 片持ばり主筋の定着、おぼろ筋位置確認(参考: 配筋指針「片持ばり主筋の位置・定着確認」等) j) 小ばり配筋の位置・定着確認(参考: 配筋指針「小ばりの端部・中央部の配筋」【定着」等))			
スラフ筋	※ 令77の2	a) スラフ厚さの支持条件、寸法、鉄筋のピッチと径の確認			
定着、重ね継手	※ 令77の2 ※ 令73 ※ 令77の2 ※ 令77の2	b) 主筋配置(短辺・長辺とベンチ配筋)の確認(参考: 配筋指針「床スラフ」等) c) 定着と長さ方法(はり定着、隣接スラフ、段差スラフ定着) d) 片持スラフの定着と上端筋位置確保(先端壁有無)(参考: 配筋指針「片持スラフ」等) e) 継手の位置と長さ(参考: 配筋指針「床スラフ継手位置」等)			
補強筋等	※ 令77の2	f) 床スラフの出入隅部の補強(参考: 配筋指針「床スラフに関するその他の事項」等)			
壁筋	※ 令3第8節 ※ 令3第8節 ※ 令78の2	g) 開口部補強筋の確認(参考: RC規準等) h) 階段段筋と補強筋確認(参考: 配筋指針「階段」等)の確認 i) 壁厚、鉄筋の径、ピッチ、位置(土圧壁主筋・階段受け筋)の確認			
定着・重ね継手	※ 令73 ※ 令78の2 ※ 令78の2	b) 定着確認(はり、柱、スラフ、壁定着)(参考: JANS5及び配筋指針「壁筋の定着」等) c) 重ね継手の位置と長さの確認(参考: JANS5及び配筋指針「壁筋の継手の位置」等)			
補強筋等	※ 令3第8節	d) 開口部補強筋確認(参考: 配筋指針「壁開口補強」等) e) スリット(完全、部分)の位置、形状及び配筋確認(参考: 構造規定「スリットの配置及び詳細」等)			
設備配管等	※ 令73 ※ 令73	a) 設備配管(DI配管等)の配置確認 b) 圧接部の長さ及び膨らみの直径、圧接面のずれ、鉄筋中心軸の偏心量の確認			
その他	※ 令73	c) 圧接部の検査(引張試験、超音波探傷試験等)の検査箇所、検査率、合格率等の確認(参考: JANS6「カス圧接継手」等)			
特殊鉄筋継手		d) 認定、評定・洋の仕様及び継手性能の確認			

(日本産業規格A列4番)

※ 高さ40mmを超える建築物で接接する鋼材の板厚が25mm以上の部分又は高さ40mm以下の建築物で接接する鋼材の板厚が40mmを超える部分において、鉄骨造等の工事に關する東京部取扱要綱により内質検査を必要とする場合に実施した受入検査

(日本産業規格A列4番)

702

3 高力ボルト	①トルシア形 高力ボルト 注5	※	令67 告1464	e)アンダーカット						
		※	令67 告1464	f)わね・内部欠陥等						
				g)その他の溶接部の外観形状 (参考：JASS6付則6鉄骨精度 検査基準)						
		※	令92の2 告1464	a)工事現場受入検査(トルク係 数値確認導入場力確認試験) 実施状況及び保管状況の確認						
		※	令67 告1464	b)ボルトの本数、スプライン 数、摩擦接合面の確認						
		※	令68 告1464	c)ボルトの径、孔径、中心距 離、縁端距離の確認						
		※	令92の2	d)締付け状態の確認(肌すき・ ピンテール破断・ペーキング の状態の確認)						
		※	令92の2 告1464 告2466	a)締め付け機器の調整、工事現 場受入検査(導入場力確認試 験)の実施状況の確認						
		※	令92の2 告1464	b)ボルトの本数、スプライン 数、摩擦接合面の確認						
		※	令68 告1464	c)ボルトの径、孔径、中心距 離、縁端距離の確認						
②高力六角ボルト 面締めつき ボルト		※	令92の2	d)締付け状態の確認(肌すきの 有無・ペーキングの状況の確 認)						
4 プレーン接合部			令3第8節	ア)プレーン接合部の形式・板厚・ 材質・補剛材等の確認						
5 柱の 脚部の 構造方法	共 通		令66	a)アンカーボルトの材質・径・ 本数とナットの高さの確認						
		※	令66 告1456	b)アンカーボルトの均等な配置 の確認						
		※	令66 告1456	c)底金の使用、ナットの戻り止 め措置の確認						
		※	令66 告1456	d)アンカーボルトの定着長さの 確認						
		※	令66 告1456	e)柱の根下端の断面積に対する アンカーボルト全断面積の割 合の確認						
		※	令66 告1456	f)ベースプレート厚さの確認						
		※	令66 告1456	g)アンカーボルトの径・孔径・ 縁端距離の確認						
		※	令66 告1456	h)アンカーボルトの締め付け状 況の確認						
		※	令66 告1456	評定内容に適合しているかの確 認						
		※	令66 告1456	a)根巻き部分の高さの確認						
①露出形式 在来工法		※	令66 告1456	b)根巻き部分の立ち上がり主筋 の本数及びその頂部のかぎ状 架構の確認						
		※	令66 告1456	c)立ち上がり主筋の定着長さ (根巻き部分・基礎)の確認						
		※	令66 告1456	d)根巻き部分の帯筋(令77②③)						
		※	令66 告1456	e)スタッドボルトの径・本数・ 配置・溶接状況の確認						
		※	令66 告1456	a)柱の埋込長さの確認						
		※	令66 告1456	b)側柱・隅柱のU字型補強筋等 による補強の確認						
		※	令66 告1456	c)埋込部分の鉄骨のかぶり厚さ の確認						
		※	令66 告1456	d)スタッドボルトの径・本数・ 配置・溶接状況の確認						
		※	令66 告1456	a)床構造の形式・ (合成分スラブ・)						
		※	令66 告1456	b)シャワーコネクタ(頭付きス タッド等)の施工状況・検査 結果の確認						

2 丸太組構法、CLTパネル工法の場合は、主要木材一覧を別途作成する。

図に記載されている構造担当者が直接確認したものは、「+E」(記入例 A+E、B+E、C+E)と記入する。

様式六の二から様式十一までを削る。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

●東京都告示第八百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月五日

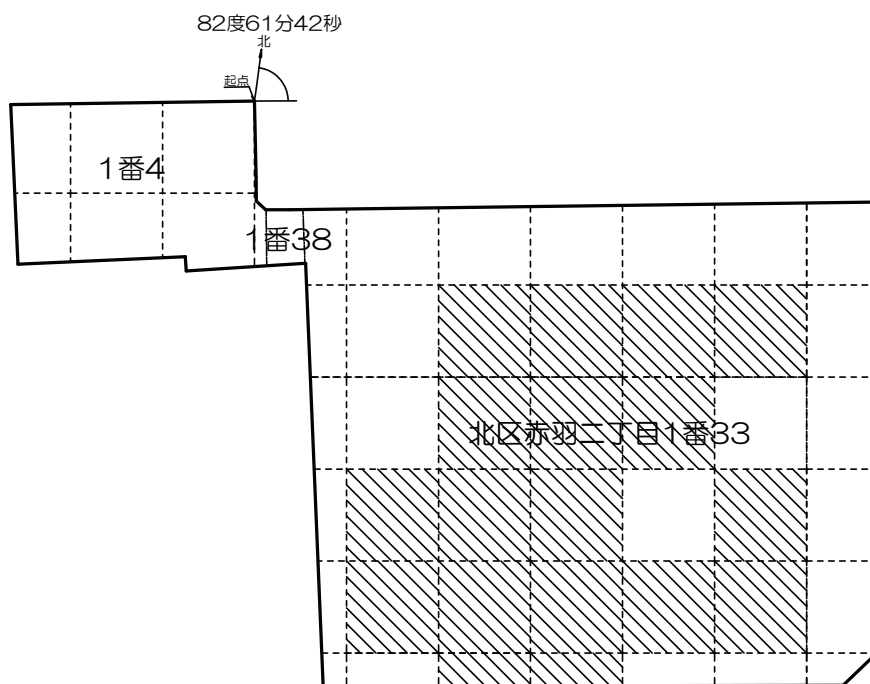
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区赤羽二丁
目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン
並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】

起点は、北区赤羽二丁目1番4の最北端とする。

【格子の回転角度（82度61分42秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例

—	敷地境界
---	筆境界
----	単位区画
▨	形質変更時要届出区域

●東京都告示第八百七十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月五日

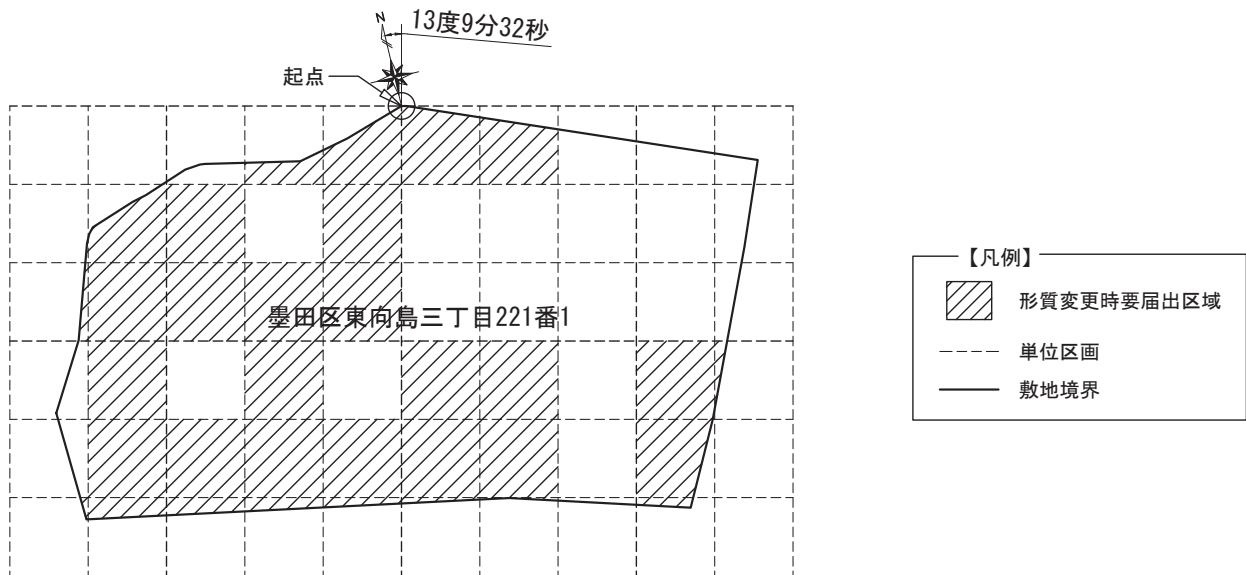
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区東向島
三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準
に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ
素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【起点】

起点は、墨田区東向島三丁目221番1の最北端とする。

【格子の回転角度（13度9分32秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百七十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第千二百二十五号及び令和六年東京都告示第二百十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区三田一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【起点】座標値一覧

地点名	X座標	Y座標	地点名	X座標	Y座標
起点1	-38309.847	-8600.965	起点10	-38431.175	-8619.712
起点2	-38323.459	-8630.231	起点11	-38426.862	-8583.157
起点3	-38322.475	-8611.835	起点12	-38421.197	-8600.650
起点4	-38322.992	-8605.917	起点13	-38394.226	-8585.821
起点5	-38385.146	-8656.269	起点14	-38394.701	-8582.216
起点6	-38348.401	-8565.120	起点15	-38393.265	-8572.813
起点7	-38353.476	-8602.030	起点16	-38252.541	-8631.881
起点8	-38378.122	-8594.515	起点17	-38385.965	-8572.553
起点9	-38376.678	-8605.801	起点18	-38405.694	-8661.385

※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

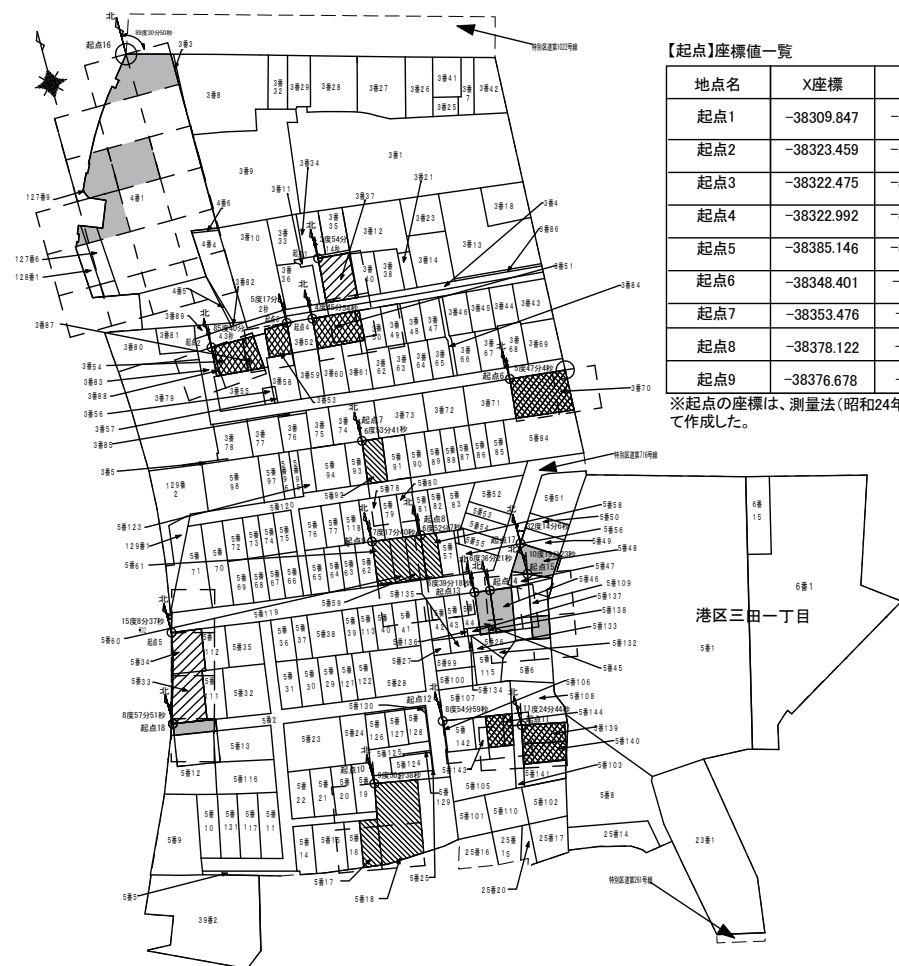
【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- - : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域（令和5年東京都告示第1225号で指定した区域）
- ▩ : 形質変更時要届出区域（令和6年東京都告示第219号で指定した区域）
- : 形質変更時要届出区域（令和6年東京都告示第714号で指定した区域）
- ▦ : 指定を解除する区域

【格子の回転角度】

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○起点1：3度54分14秒 | ○起点10：9度50分38秒 |
| ○起点2：85度40分43秒 | ○起点11：11度24分44秒 |
| ○起点3：5度17分2秒 | ○起点12：8度54分59秒 |
| ○起点4：4度45分54秒 | ○起点13：6度39分18秒 |
| ○起点5：15度8分37秒 | ○起点14：6度36分21秒 |
| ○起点6：5度47分4秒 | ○起点15：10度19分23秒 |
| ○起点7：6度53分41秒 | ○起点16：89度30分50秒 |
| ○起点8：6度52分7秒 | ○起点17：32度14分6秒 |
| ○起点9：7度17分40秒 | ○起点18：8度57分51秒 |

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



規程（交）

●交通局規程第四十号

東京都乗合自動車ＩＣ一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年八月五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都乗合自動車ＩＣ一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車ＩＣ一日乗車券の発売等に関する規程（平成十九年交通局規程第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「、東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程」を「及び東京都電車、乗合自動車、地下高速電車及び日暮里・舎人ライナーと東日本旅客鉄道株式会社鉄道線等との連絡運輸に関する規程」に改め、「及び東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程（平成三十年交通局規程第十六号）に基づいて発売した乗車券」を削る。

附 則

この規程は、令和六年八月六日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年八月五日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市岸三丁目十三番八及び十四番九
埼玉県入間市下藤沢一丁目十二番地一

有限会社K A K U I . C O
代表取締役 井上 耕一

武蔵村山市三ツ藤一丁目六番の一の一部（第一工区）
立川市泉町九百三十五番地の二十八

大和ハウス工業株式会社
支配人 稲村 敏伸

行 東 京 都
発 東京都市計画局
電話 〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
定 価
本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）
印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号 101-0051